# 第1章

## 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

# 1

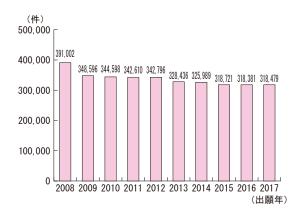
## 特許

## (1)我が国における特許出願·審査請求等 の推移及び特許審査の現状

#### ①特許出願件数とPCT国際出願<sup>1</sup>件数

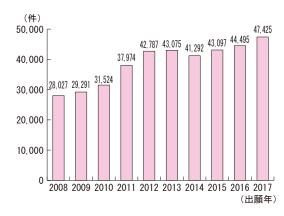
過去 10 年間の特許出願件数の推移を見る と、2008 年以降漸減傾向で推移していたが、 2015 年以降横ばいで推移している。2017 年は 318,479 件であり、前年よりも微増した。日本 国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基 づく国際出願(PCT 国際出願)の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2017年は47,425件(前年比6.6%増)と、過去最高となった。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどが背景にあるものと考えられる。

#### 1-1-1図 特許出願件数の推移



(備考)特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願 (PCT 国際出願)のうち国内移行した出願件数(基準日は国内書面 の受付日)の合計数である。 (資料)統計・資料編 第1章1

#### 1-1-2図 PCT国際出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第3章1.

<sup>1</sup> 特許協力条約 (PCT: Patent Cooperation Treaty) に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT 加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度となっている。

#### ②審査請求件数

審査請求件数は 2009 年以降横ばいで推移 しており、2017年は240,118件であった。なお、 2001年10月以降の出願について審査請求期 間が7年から3年へ短縮されたことに伴い、 審査請求件数の一時的な増大が生じていた が、これも2008年9月末をもって終了してい る。

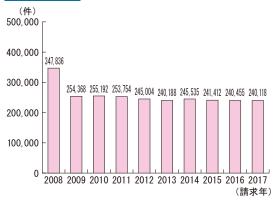
#### ③審査の迅速化

特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、 権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高 まりを受け、2013年度に達成された10年目 標に次ぐ新たな10年目標として、平成35年 度(2023年度)までに特許の「権利化までの 期間1 (標準審査期間)と「一次審査通知ま での期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平 均10か月以内とするという目標を設定し、着 実に取り組んでいる。2017年度は、それぞれ、 14.1 か月、9.3 か月を達成した。

#### 4特許審査実績

2017年の一次審査件数は239,236件となっ た。また、特許査定件数は183,919件、拒絶 査定件数は60,613件、特許登録件数は 199,577 件となった。

#### 1-1-3図 審査請求件数の推移



(備考)2009~2012年の審査請求件数には審査請求料の納付繰延制度を利用 しているものが含まれる。

#### (資料)統計・資料編 第1章1

#### 1-1-4図

特許審査の権利化までの期間と平均 FA 期間 の推移



#### (備考)各年度の年度平均値

権利化までの期間は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を 受けるまでの期間(出願人が補正等をすることに起因して特許庁か ら再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間 の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手 続を利用した場合を除く。)。

#### (資料)特許庁作成

また、日本国特許庁が2017年に国際調査 機関として作成した国際調査報告の件数は、 2017年の PCT 国際出願件数と同様に過去最高 の、45,948件となった。

#### 1-1-5図 特許審査実績及び最終処分実績の推移

#### 特許審査実績の推移

単位:件

実 績	2012 年	2013 年	2014年	2015 年	2016年	2017年
一 次 審 査 件 数	369, 679	356, 179	255, 001	235, 809	246, 879	239, 236
再 着 審 査 件 数	338, 738	329, 409	283, 085	237, 076	242, 904	265, 944
国際調査報告作成件数	40, 529	42, 384	40, 079	43, 571	44, 321	45, 948
国際予備審査報告作成件数	2, 702	2, 509	2, 190	2, 515	2, 021	1, 903
前 置 審 査 件 数	23, 851	23, 168	22, 972	20, 405	18, 108	17, 248
· 함	775, 499	753, 649	603, 327	539, 376	554, 233	570, 279

(備考)前置審査件数は、前置登録件数<sup>2</sup>、前置報告件数<sup>3</sup>、前置拒絶理由件数の合計。

(最終処分実績の図は次頁参照)

審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの期間(出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、 特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。)。

前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。

前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

#### 最終処分実績の推移

単位	:	件

	実績					2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016年	2017 年
特	許	査	定	件	数	254, 502	260, 046	205, 711	173, 015	191, 032	183, 919
拒	絶	査	定	件	数	120, 896	108, 544	88, 467	66, 599	58, 638	60, 613
(う	ち戻	し拒	絶 査	定件	数)	70, 297	60, 356	41, 477	30, 173	25, 448	28, 409
FA 後	取	下げ	• 放	棄作	上 数	5, 566	4, 090	2, 562	2, 290	2, 207	1, 968
特	許	登	録	件	数	274, 791	277, 079	227, 142	189, 358	203, 087	199, 577
特	許	耆	<u> </u>	定	率	66.8%	69.8%	69. 3%	71.5%	75. 8%	74. 6%
拒	絶	査	Ē	定	率	33. 2%	30. 2%	30. 7%	28. 5%	24. 2%	25. 4%

(備考)戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。 特許査定率=特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

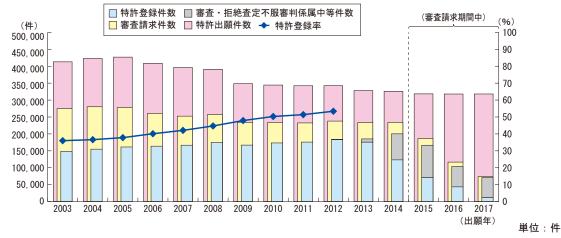
拒絶査定率=(拒絶査定件数+ FA 後取下げ・放棄件数)/ (特許査定件数+拒絶査定件数+ FA 後取下げ・放棄件数)

(資料)特許庁作成

## ⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特 許登録等

出願年別で見ると、特許登録件数は17万 件前後を維持している。また、特許出願件数 は近年漸減傾向であるものの、審査請求件数 はほぼ横ばいを維持している。そして、特許 出願件数に対する特許登録件数の割合(特許 登録率) は増加傾向にある。このことから、 出願人が特許出願にあたり厳選を行うことが 浸透し、企業等における知的財産戦略におい て量から質への転換が着実に進んでいること が窺える。

#### 1-1-6図 出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移(2003-2017)



	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
特許出願件数	413, 008	423, 017	426, 974	408, 569	396, 160	390, 879	348, 429	344, 397	342, 312	342, 589	328, 138	325, 688	318, 345	317, 922	318, 028
審査請求件数	274, 752	280, 250	277, 797	260, 221	252, 485	257, 116	233, 901	233, 780	232, 471	237, 906	233, 708	233, 963	186, 419	116, 702	73, 813
特許登録件数	148, 587	154, 942	161, 363	163, 773	166, 612	174, 824	166, 918	173, 300	175, 858	182, 777	175, 618	123, 261	71, 333	43, 505	12, 143

(備考)出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の件数には、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。

出願年別特許登録件数は、2018年5月10日時点での暫定値

2015年から2017年の出願における出願年別審査請求件数の数値は、2018年5月10日時点での暫定値。

(資料)特許庁作成

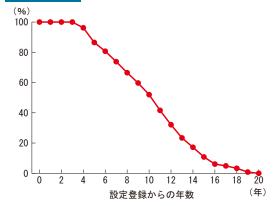
#### ⑥特許権の現存率

日本における特許権の設定登録からの年数 毎の現存率は、設定登録から5年後で87%、 10年後で52%、15年後で12%程度に減少し ている。

日本における内国出願人の特許保有件数は

増加傾向にあり、2017年末に166万件に達し、 2008年の114万件の約1.5倍となった。外国 出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、 2017年末に35万件に達し、2008年の13万 件の約2.7倍となった。

## 1-1-7図 特許権の現存率



(備考)・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。 ・2017 年末現在の数字である。 (資料)統計・資料編 第2章19.(2)

# (2)主要国・機関における特許出願・登録動向

#### ①世界の特許出願件数

2007年に187.4万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.7倍に増加し、2016年には312.8万件に達した。2009年の世界の特許出願件数は居住者、非居住者共に減少していたが、2010年以降増加に転じており、2016年は前年比8.3%増となっている。2016年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2016年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている(1-1-16図参照)。

#### ②世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2006年には77.7万件であったが、この10年間で約1.7倍に増加し、2016年には135.2万件であった。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で約1.7倍に増加し、2016年には全体の4割弱を占める状況にある。2016年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は32.2万件と最も多く、日本28.9万件、米国27.7万件と続いている。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約4割は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる。

#### 1-1-8図

#### 内外国出願人別の現存特許権数の推移



(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。 (資料)統計・資料編 第2章19.(1)

## 1-1-9図 世界の特許出願件数の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

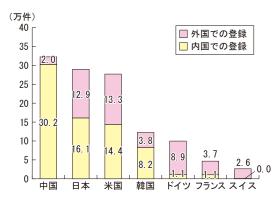
#### 1-1-10図 世界の特許登録件数の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-11図

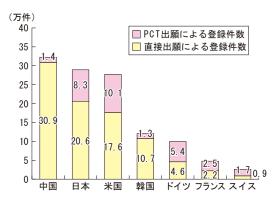
出願人居住国別の世界での特許登録件数 (外国/内国)(2016年)



(備考)居住国は筆頭出願人の居住国である。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-12図

出願人居住国別の世界での特許登録件数 (PCT 国際出願 / 直接出願) (2016 年)



(備考)居住国は筆頭出願人の居住国である。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### ③世界のPCT国際出願件数

PCT 国際出願件数は、2009 年以降増加して おり、2017 年は242,853 件と、前年に引き続 き過去最高となり、PCT 国際出願制度の利用 が引き続き活発であることが窺える。

#### 1-1-13図

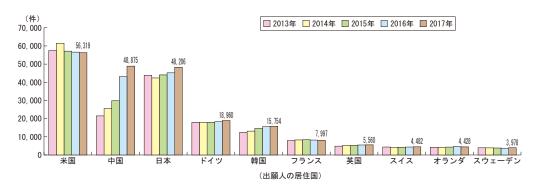
PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移



(資料)WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基 に特許庁作成

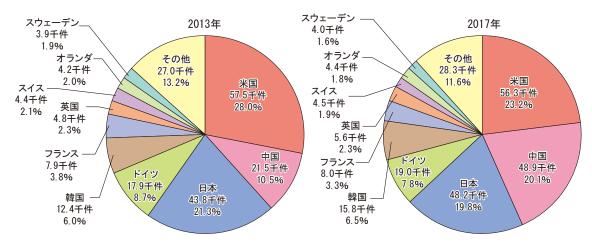
PCT 国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2017年の日本からの出願件数は、2013年から10.1%増の48,206件と、過去最高を記録した。この日本からのPCT 国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT 国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。また、2017年の中国からのPCT 国際出願件数は前年比13.4%増を記録し、日本を抜いて第2位となった。出願人居住国別の割合を見ると、2013年と2017年のいずれにおいても上位10か国で全体の85%以上を占めている。米国は全体の23.2%を占め、引き続き第1位となっている。

#### 出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移 1-1-14図



(備考)各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-15図 出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合(2013 年と 2017 年の比較)



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

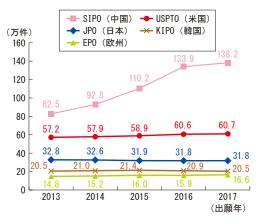
#### ④五大特許庁における特許出願件数

五大特許庁(日本国特許庁(JPO)、米国特 許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO)、中国 国家知識産権局 (SIPO)、韓国特許庁 (KIPO)) における特許出願件数の動向を示す。

2017年のJP0における出願件数は31.8万 件であり、前年とほぼ同等となった。五大特 許庁の中では、SIPO における出願件数の伸び 率は緩やかになったものの、引き続き増加し ている。

#### 1-1-16図

#### 五大特許庁における特許出願件数の推移



### (資料)下記を基に特許庁作成

統計・資料編 第 1章 1.

- USPTO USPTOウェブサイト(2013~2016年)及びUSPTO提供資料(暫 定値) (2017年)
- EPO Annual Report 2017 (European patent applications 参照)
- SIPO SIPO ウェブサイト KIPO KIPO ウェブサイト

#### ⑤五大特許庁における特許出願構造

JPO、SIPO 及び KIPO では内国人による出願が多く、特に、SIPO における内国人による出願件数は、近年大きく増加しているのに対して、USPTO 及び EPO では外国人(EPO の場合は EPC 加盟国以外の出願人)による出願がほぼ半数を占めている。

## 1-1-17図 JPO における特許出願構造



(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。 (資料)統計・資料編 第2章4.(1)

## 1-1-18図 USPTO における特許出願構造

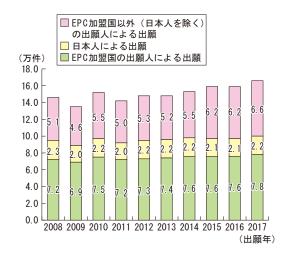


(備考)Utility Patent が対象。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)USPTO ウェブサイト (2008 年~2015 年) 及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2016-17 年) を基に特許庁作成

## 1-1-19図 EPO における特許出願構造



(備考)EPC 加盟国は各年末における加盟国。 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)EPO Annual Report 2017を基に特許庁作成

## 1-1-20図 SIPO における特許出願構造



(備考)「内国人による出願」には、台湾から SIPO への出願件数を含む。 2017 年台湾からの出願件数 6, 158 件。 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料) SIPO ウェブサイトを基に特許庁作成

#### 1-1-21図 KIPO における特許出願構造

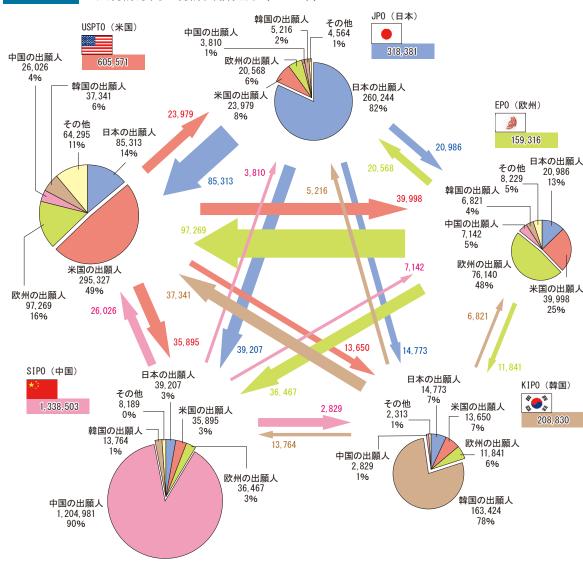


(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)KIPO Annual Report(2008~2016年)、KIPO提供資料(暫定値) (2017年) を基に特許庁作成

## ⑥五大特許庁間の特許出願件数と特許登録 件数

2016年における五大特許庁間の特許出願 件数と特許登録件数を見ると、日本からの出 願・登録は、USPTO、SIPO、EPO、KIPOの順 に多く、一方で、JPOへの出願は、米国、欧州、韓国、中国の順であり、特に、中国から JPOへの出願・登録の件数と比較して、日本から SIPOへの出願・登録の件数が多い。

## 1-1-22図 五大特許庁間の特許出願状況 (2016年)1



#### (備考)・USPTOは Utility Patentが対象

- ・枠内の数値は、各国・機関における2016年の特許出願件数の合計を示す。
- ・欧州からの件数は、2016年末時点の EPC加盟国の出願人による出願件数を示す。
- ・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC加盟国への出願件数は含まれていない。
- ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

#### (資料) 下記を基に特許庁作成

JPO 統計資料編 第 4章 2. (1) USPTO USPTOウェブサイト

EPO Annual Report 2017

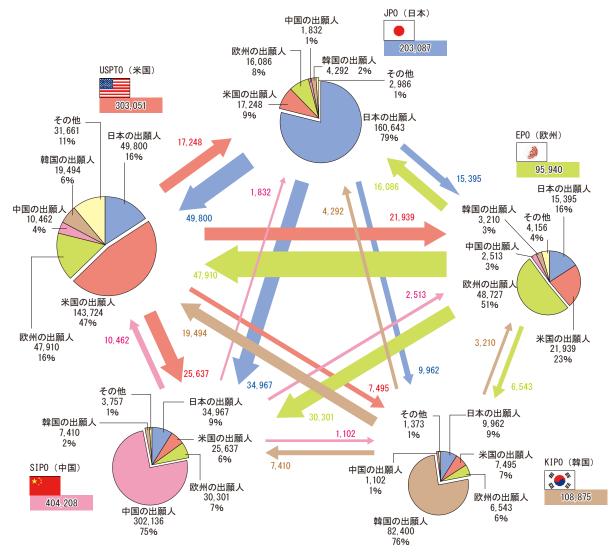
SIPO SIPOウェブサイト

KIPO KIPOウェブサイト



<sup>1</sup> 特許庁「平成29年度特許出願動向調査報告書―マクロ調査―」において、優先権主張年2013年にて一部の分野別の図を掲載 http://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/h29/29\_macro.pdf

#### 1-1-23図 五大特許庁間の特許登録状況(2016年)



- (備考)・USPTOは Utility Patentが対象

  - ・枠内の数値は、各国・機関における 2016年の特許登録件数の合計を示す。 ・欧州からの件数は、2016年末時点の EPC加盟国の出願人による登録件数を示す。
  - ・EPOへの件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC加盟国への登録件数は含まれていない。
  - ・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。
- (資料) 下記を基に特許庁作成

JPO 統計資料編 第 4章 3. (1) USPTO USPTOウェブサイト EPO Annual Report 2017 FP0 SIPOウェブサイト SIPO KIPOウェブサイト KIP0

## ⑦五大特許庁の一次審査通知までの期間と 最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2016年平均は、1-1-24図のとおりである。

なお、各庁の一次審査通知までの期間及び 最終処分期間は、それぞれの特許制度の違い によってその定義が異なっている。例えば、 一次審査通知までの期間の定義は、JPOでは 審査請求日から一次審査までの平均期間であ るが、EPOでは出願日から特許性に関する見 解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間 の中央値、SIPOでは審査請求後の実体審査開 始(実体審査開始の通知書の発行)から一次 審査までの平均期間となっている。詳細は、 1-1-24 図の備考を参照されたい。

#### 1-1-24図

五大特許庁の「一次審査通知までの期間」 及び「最終処分期間」(2016年平均)

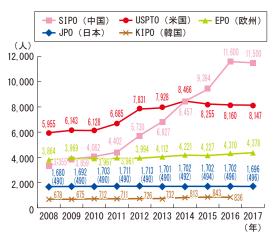
	一次審査通知 までの期間	最終処分期間
JP0 (日本国特許庁)	9.4か月	14.6か月
USPTO (米国特許商標庁)	15.7か月	25.6か月
EPO (欧州特許庁)	8.0か月	26.5か月
SIPO (中国国家知識産権局)	16.9か月	22.0か月
KIPO (韓国特許庁)	10.6か月	16.2か月

- (備考)・JPOの一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2016 年度平均。
  - ・JPO及びKIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次 審査までの平均期間。
  - ・USPTOの一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの 平均期間。 ・EPOの一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見
  - 解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。 ・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始か
  - ・SIPOの一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
  - ・JPOの最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く)。
  - ・USPTO の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。
  - ・EPO の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
  - ・SIPO の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間
- ・KIPOの最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分 までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。 (資料)他国特許庁の数値は IP5 Statistics Report 2016を基に特許庁作成

#### ⑧五大特許庁の特許審査官数

必要な審査体制の整備、強化を図るにあたり各庁は審査官の増員を行っており、2008年から2017年までの10年間で、USPT0は2,192人、EP0は514人の審査官増員を行った。また、SIP0は、2008年から2017年までの間で約8,000人の審査官増員を行った。JP0も、2008年から2017年までの10年間で16人の審査官増員を行った。

#### 1-1-25図 五大特許庁の審査官数の推移



(備考)JPO の 2008年~2017年の括弧内は任期付審査官数 SIPOの 2016、2017年の数字は百人単位で四捨五入

(資料)下記を基に特許庁作成 USPTO Annual Report 2017 S1PO Annual Report 2017 EPO Annual Report 2017 JPO 統計・資料編 第5章4. KIPO IP5 Statistics Report 2016

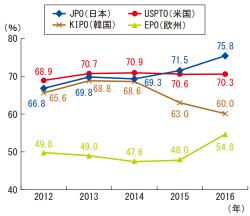
#### ⑨主要特許庁の特許査定率

IPO 及び EPO の特許査定率は増加傾向にあ り、2016年はそれぞれ前年比4.3ポイント、6.8 ポイント増の75.8%、54.8%であった。他方、 2016年の USPTO、KIPO の特許査定率はそれぞ れ前年比0.3ポイント、3.0ポイント減の 70.3%、60.0%であった。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特 許制度の違いによってその定義が異なってい る (1-1-26 図の備考参照)。

#### 1-1-26図

主要国特許庁の特許査定率の推移



(備考)各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

特許杳定件数/ (特許杳定件数+拒絕杳定件数+審杳着手 後の取下げ・放棄件数)

- ·USPTO 特許証発行件数/処理件数
- 特許查定件数/(特許查定件数+拒絕查定件数+放棄件数)特許查定件数/(特許查定件数+拒絕查定件数+審查着手 • EP0
- KIPO 後の取下げ件数)
- ※ SIPO は特許査定率を公表していない。

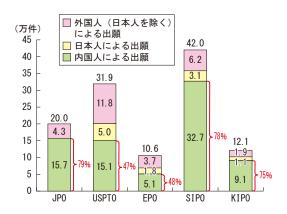
(資料) IP5 Statistics Report 2016 を基に特許庁作成

## ⑩主要特許庁における特許登録構造及び EPOにおける特許査定構造

JPO、SIPO、KIPOでは内国人による登録は それぞれ 79%、78%、75%を占めているのに 対し、USPTO 及び EPO では内国人による登録 は5割程度であり、登録構造に大きな違いが 見られる。

#### 1-1-27図

主要特許庁における特許登録件数(2017年)



(備者)EPO については、特許査定件数を記載。

EPOの内国人とは、EPO 加盟国の出願人を意味する。

各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)下記を基に特許庁作成

JP0 統計資料編 第2章4.(1)

IISPT0 USPTO 提供資料 (暫定値)

SIPO ウェブサイト SIPO

KIPO 提供資料 (暫定値) KIP0 EP0 EPO Annual Report 2016

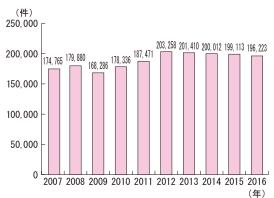
12

#### ①日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012年 以降横ばいで推移しており、2016年は 196,223件であった。

#### 1-1-28図

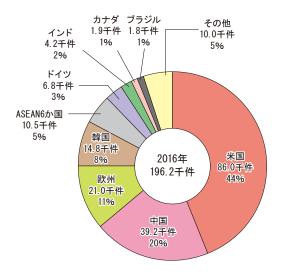
#### 日本から海外への特許出願件数の推移



(備考)件数は下記資料の定義に従っている。 (資料 )WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-29図

日本から海外への特許出願件数の割合 (2016年)

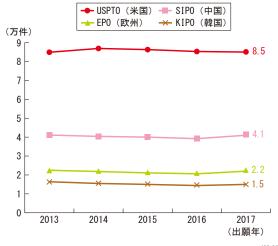


(備考)件数は下記資料の定義に従っている。ASEANG か国:タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン (資料 )WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

## ②日本人による主要特許庁への特許出願件 数

2017年の日本人による主要特許庁への特許 出願件数は、それぞれ USPTO ~ 85,180件 (前年比 0.2%減)、SIPO ~ 40,908 件 (同 4.3% 増)、EPO ~ 21,712 件 (同 3.5%増)、KIPO ~ 15,043 件 (同 1.8%増) であった。

#### 1-1-30図 日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移



単位:件

	2013 年	2014年	2015 年	2016年	2017年
USPTO(米国)	84, 967	86, 691	86, 359	85, 313	85, 180
SIPO(中国)	41, 193	40, 460	40, 078	39, 207	40, 908
EPO(欧州)	22, 405	22, 118	21, 421	20, 986	21, 712
KIPO(韓国)	16, 300	15, 653	15, 283	14, 773	15, 043

(備考)USPTO Utility Patent が対象。

| 各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)下記を基に特許庁作成

USPTO USPTOウェブサイト(2013~2016年)及びUSPTO提供資料(暫定値) (2017年)

SIPO SIPOウェブサイト

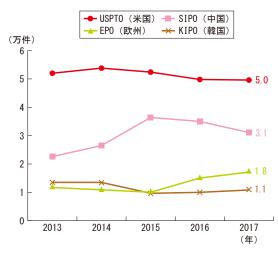
EPO EPO Annual Report 2017

KIPO KIPO Annual Report(2013~2016 年)及びKIPO提供資料(暫定値)(2017年)

## 13日本人による主要特許庁での特許登録件 数

2017年の日本人による主要特許庁での特許 登録件数は、それぞれ USPTO において 49,677 件(前年比 0.2%減)、SIPO において 31,094 件 (同 11.1%減)、EPO において 17,660 件 (同 14.7%増)、KIPOにおいて11,081件(同 11.2%増)であった。

## | 日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移



単位:件

	2013 年	2014年	2015 年	2016年	2017年
USPTO(米国)	51, 919	53, 849	52, 409	49, 800	49, 677
SIPO(中国)	22, 609	26, 501	36, 418	34, 967	31, 094
EPO(欧州)	12, 135	11, 120	10, 574	15, 395	17, 660
KIPO(韓国)	13, 514	13, 432	9, 615	9, 962	11, 081

(備者)・USPTO Utility Patent が対象。

・EPO は特許査定件数を表す

・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)下記を基に特許庁作成

USPT0 USPTO ウェブサイト (2013~2016 年)及び USPTO 提供資料 (暫定値) (2017 年)

SIPO SIPO ウェブサイト

FP0 Annual Report 2017

KIPO Annual Report (2013~2016 年)及75 KIPO 提供資料 (暫定値) (2017 年) K1P0

#### (4)外国人による日本への特許出願件数

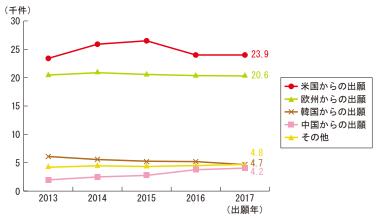
2017年の外国人による日本への特許出願件 数は、前年からほぼ横ばいの 58,189 件であっ た。このうち、米国と欧州からの出願が全体 の 76.5%を占め、それぞれ前年からほぼ横ば いの 23,949 件、20,559 件であった。韓国から の出願は、前年比9.2%減の4,735件であり、 全体の8.1%を占めた。また、中国からの出願 は、近年増加傾向にあり、2017年は前年比 9.5% 増の 4,172 件であった。しかしながら、 中国からの出願が全体に占める割合は7.2%で あり、欧米や韓国からの出願と比べると依然 として少ない。

#### (15)外国人による日本での特許登録件数

2016年の外国人による日本での特許登録件 数は、前年からほぼ横ばいの 42,733 件であっ た。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく 登録が全体の77.3%を占めた。韓国からの出 願に基づく登録は4,232件であり、全体の 9.9%を占めた。また、中国からの出願に基づ く登録は、前年比 31.8%増の 2,415 件であり、 全体に占める割合は5.7%である。

## 1-1-32図 外国人による日本への特許出願件数の推移



単位:件

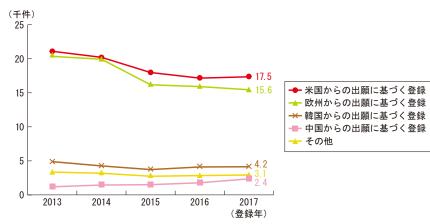
	2013 年	2014年	2015 年	2016年	2017年	対合計比 (2017 年)
米国からの出願	23, 481	25, 998	26, 501	23, 979	23, 949	41. 2%
欧州からの出願	20, 604	21, 150	20, 784	20, 568	20, 559	35. 3%
韓国からの出願	6, 134	5, 682	5, 222	5, 216	4, 735	8. 1%
中国からの出願	2, 064	2, 531	2, 840	3, 810	4, 172	7. 2%
その他	4, 422	4, 669	4, 535	4, 564	4, 774	8. 2%
合計	56, 705	60, 030	59, 882	58, 137	58, 189	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。 ・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料)統計・資料編 第4章2.(1)を基に特許庁作成

#### 1-1-33図 外国人による日本での特許登録件数の推移



単位:件

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	対合計比 (2017 年)
米国からの出願に基づく登録	21, 131	20, 229	17, 995	17, 248	17, 451	40. 8%
欧州からの出願に基づく登録	20, 679	19, 917	16, 301	16, 086	15, 584	36. 5%
韓国からの出願に基づく登録	4, 984	4, 336	3, 886	4, 292	4, 232	9. 9%
中国からの出願に基づく登録	1, 243	1, 560	1, 535	1, 832	2, 415	5. 7%
その他	3, 471	3, 350	2, 892	2, 986	3, 051	7. 1%
合計	51, 508	49, 392	42, 609	42, 444	42, 733	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。

・表中の件数は、直接出願及びPCT国内移行に基づく登録件数を含む。

・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料)統計・資料編 第4章3.(1)を基に特許庁作成

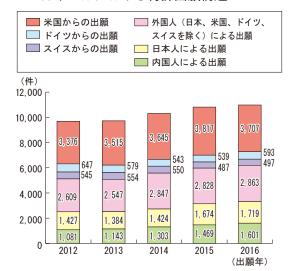
#### (3)新興国等における特許出願動向

#### ①ASEANにおける特許出願動向

ASEAN 主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における特許出願について見ると、マレーシア、フィリピン、タイでは2016年に前年よりも減少していることを除いて、全体の出願件数は

#### 1-1-34図

シンガポールにおける特許出願構造

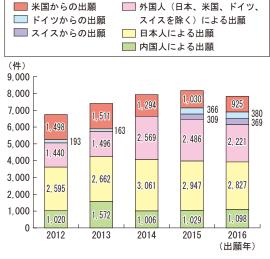


(備考)米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位3 か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-36図

タイにおける特許出願構造



(備考)米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く)

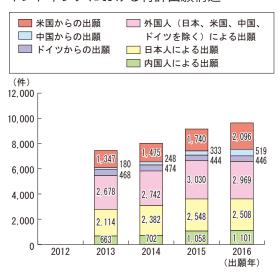
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

※スイス(2012-2014)、ドイツ(2014)は不明。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成 増加傾向にある。

また、2016年の特許出願構造を見ると、日本はインドネシア、タイ、ベトナムにおいて、米国はシンガポール、マレーシア、フィリピンにおいて、海外からの出願件数トップの地位を占めている。

#### 1-1-35図

インドネシアにおける特許出願構造

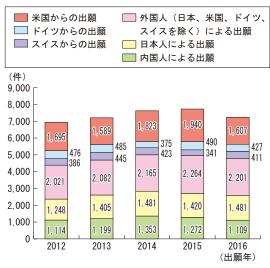


(備考)米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。2012年のデータは不明。 (資料)WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成

#### 1-1-37図

マレーシアにおける特許出願構造

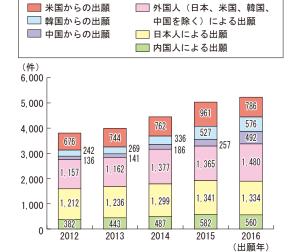


(備考)米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

#### 1-1-38図

### ベトナムにおける特許出願構造

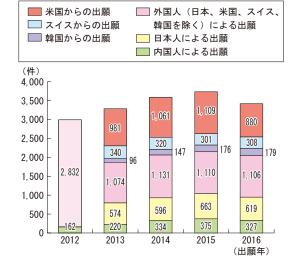


(備考)米国、韓国、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-39図

## フィリピンにおける特許出願構造



(備考)米国、スイス、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国 (日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

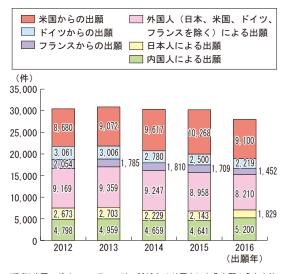
※ 2012 年の日本、韓国、スイス、米国は不明。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

# ②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカ における特許出願動向

ブラジル、ロシア、インドにおける過去5年間の特許出願件数の推移には、大きな傾向の変化はないが、南アフリカにおいては、2016年の出願件数は前年比約30%増と大幅に増加した。

#### 1-1-40図

ブラジルにおける特許出願構造

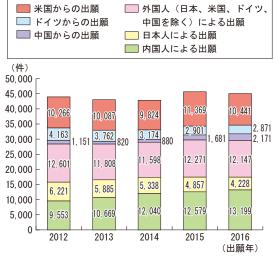


(備考)米国、ドイツ、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位 3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-42図

インドにおける特許出願構造



(備考)米国、ドイツ、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成 また、2016年の特許出願構造を見ると、ロシアにおいては、内国人による出願割合が過半数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4か国ともに米国からの出願が最も多く、日本又はドイツがこれに続く。

#### 1-1-41図

ロシアにおける特許出願構造

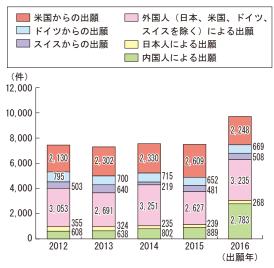


(備考)米国、ドイツ、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-43図

南アフリカにおける特許出願構造



(備考)米国、ドイツ、スイスは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

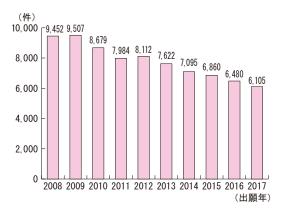
## 2 実用新案

## (1)我が国における実用新案登録出願・登 録動向及び実用新案技術評価書作成の 現状

## ①実用新案登録出願件数及び実用新案登 録件数

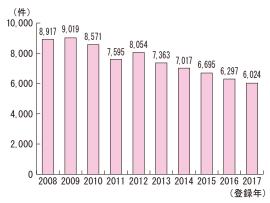
実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2017年は6,105件であった。 実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、 2017年は6,024件であった。

#### 1-1-44図 実用新案登録出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章3.

## 1-1-45図 実用新案登録件数の推移



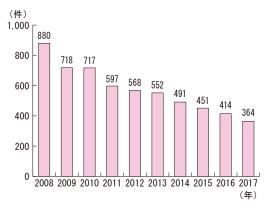
資料)統計·資料編 第1章3.

#### ②実用新案技術評価書作成件数

実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあり、2017年は364件(前年比12.1%減)であった。

#### 1-1-46図

#### 実用新案技術評価書作成件数の推移



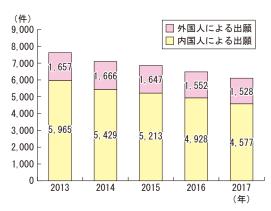
(資料)特許庁作成

## (2)日中韓における実用新案登録出願構造

2017年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は4,577件、中国は1,679,807件、韓国は6,448件であった。

#### 1-1-47図

日本における実用新案登録出願構造



(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。 (資料)統計・資料編 第2章4. (2)

#### 1-1-48図

中国における実用新案登録出願構造



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)SIPO 専利業務工作及総合管理統計月報及び SIPO 年報を基に特許庁

中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は1%未満に過ぎない。また、2016年の日本から中国への出願件数は前年より減少した。

#### 1-1-49図

韓国における実用新案登録出願構造



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)KIPO Annual Report(2013~2016年)及びKIPO提供資料(暫定値) (2017年)を基に特許庁作成

# 3

## 意匠

## (1)我が国における意匠登録出願・登録動 向及び意匠審査の現状

#### ①意匠登録出願件数及び意匠登録件数

過去 10 年間の意匠登録出願件数の推移を みると、2009 年以降多少の増減を繰り返しな がらほぼ横ばいで推移しており、2017 年は前 年比 3.5%増の 31,961 件であった。その内訳 をみると、国際意匠登録出願<sup>1</sup>件数は 2,216 件、 それ以外の意匠登録出願件数は 29,745 件で あった。

また、1999年に部分意匠<sup>2</sup>が導入されて以来、「出願全体に占める部分意匠の出願件数の割合」は年々増加してきたが、2014年以降、出願件数全体の約40%を占め、ほぼ横ばいで推移している。他方、同時期に導入された関連意匠<sup>3</sup>の利用割合は、2016年に出願件数全体の11.8%に減少したが、2017年は14.3%に増加した。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2017年は27,335件であった。

#### 1-1-50図 意匠登録出願件数の推移



(備考)国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015 年 5 月 13 日。 (資料)統計・資料編 第 1 章 5. 、第 3 章 10.

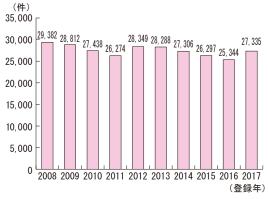
#### 1-1-51図

部分意匠、関連意匠の出願件数及び 出願件数割合の推移



(資料)特許庁作成

#### 1-1-52図 意匠登録件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章5.

<sup>1</sup> ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、国際公表がされたもの。意匠法第60条の6参照。

<sup>2 「</sup>物品の部分」に係る意匠のこと。1999 年の改正意匠法施行以来、物品全体から物理的に切り離すことのできない部分に係る意匠についても意匠登録を受ける ことができるようになった。

<sup>3</sup> 同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠(関連意匠)についても独自に権利行使することを可能にしたものであり、1999 年に 導入された。

#### ②意匠審査の現状

2017 年度における出願から一次審査通知までの期間 (FA 期間) は平均 5.9 か月であり、着実に短縮している。また、2017 年度における出願から権利化までの期間 1 は 6.7 か月である。また、2017 年の一次審査件数 (FA 件数)は 31,600 件であり、出願件数同様、ほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は 3 万件程度で推移している。

#### 1-1-53図 意匠審査の平均 FA 期間の推移

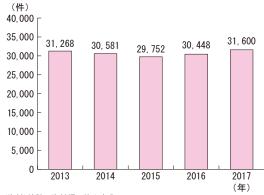


## (資料)特許庁作成

## ③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づ く国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日であり、日本国を出願人の締約国とする国際出願件数は、2017年は前年から比較して増加した。

## 1-1-54図 意匠審査の FA 件数の推移



(資料)統計·資料編 第1章5.

## 1-1-55図 意匠審査の登録査定件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章5.

#### 1-1-56図

日本国特許庁を通じたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく 国際出願件数等の推移

単位:件

	2015 年	2016 年	2017年
日本国特許庁を通じた国際出願 <sup>2</sup>	21	44	33
日本国を出願人の締約国とする国際出願 <sup>3</sup>	128	348	353

(資料)日本国特許庁を通じた国際出願:統計・資料編 第3章9. 日本国を出願人の締約国とする国際出願:特許庁作成

<sup>1</sup> 出願から最終処分までの期間(国際意匠出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。)。

<sup>2</sup> 日本国特許庁を通じた国際出願とは、意匠法第60条の3の国際登録出願。

<sup>3</sup> 日本国を出願人の締約国とする国際出願について、「出願人の締約国」とは、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」第1条(xiv)で定義される用語。

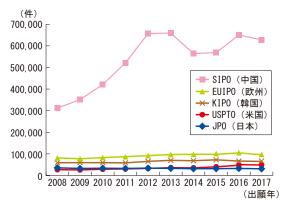
# (2)主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

#### ①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2017年の意匠登録 出願件数について、日本(前年比3.5%増)、 米国(前年比0.13%増)は増加した一方、韓 国(意匠数前年比2.5%減)、欧州(EUIPO)(意 匠数前年比8.2%減)、中国(前年比3.3%減) は減少した。

#### 1-1-57図

主要国・期間における意匠登録出願件数の推移



単位:件

										T 1 . 11
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
SIPO(中国)	312, 904	351, 342	421, 273	521, 468	657, 582	659, 563	564, 555	569, 059	650, 344	628, 658
EUIPO(欧州)	81, 121	77, 582	82, 791	87, 225	92, 099	97, 013	98, 273	98, 162	104, 522	95, 946
KIPO(韓国)	58, 912	59, 537	59, 204	58, 571	65, 469	70, 054	68, 441	72, 458	69, 120	67, 374
USPTO(米国)	27, 782	25, 806	29, 059	30, 467	32, 799	36, 034	35, 378	40, 128	44, 967	45, 027
JP0(日本)	33, 569	30, 875	31, 756	30, 805	32, 391	31, 125	29, 738	29, 903	30, 879	31, 961

(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

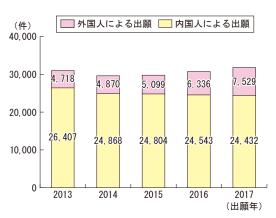
(資料)日本 統計・資料編 第1章5.

#### ②主要国・機関における意匠登録出願構造

2017年の内外国人別の出願割合を見ると、 外国人(欧州の場合は、非EU加盟国の出願人) による出願の割合は、米国(42.2%)、欧州 (30.1%)、日本(23.6%)、韓国(10.4%)、中 国(2.8%)であった。

日本、韓国では、出願件数が直近5年間横ばいで推移している中、外国人による出願の割合が年々増加している。また、米国、欧州及び中国では、外国人による出願の割合が直近5年間横ばいで推移している。

#### 1-1-58図 日本における意匠登録出願構造



(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている(国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)。

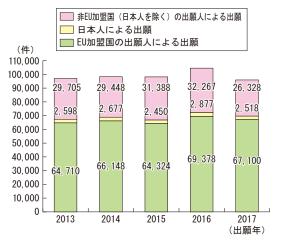
(資料)統計・資料編 第2章4.(4)

#### 1-1-59図 米国における意匠登録出願構造



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)2013~2016 年: WIPO 統計、2017 年: USPTO 提供資料(暫定値)

## 1-1-60図 欧州における意匠登録出願構造



(備考)EUIPO へ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)2013~2016 年: WIPO 統計、2017 年: EUIPO 提供資料(暫定値)

## 1-1-61図 中国における意匠登録出願構造



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)2013~2016 年: WIPO 統計、2017 年: SIPO 提供資料(暫定値)

#### 1-1-62図 韓国における意匠登録出願構造



(備考)KIPO へ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

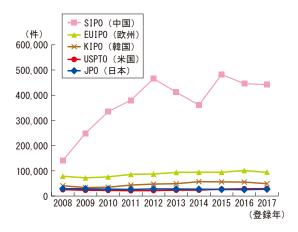
(資料)2013~2016年: WIPO統計、2017年: KIPO提供資料(暫定値)

#### ③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における 2017 年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比 7.9%増であったが、韓国¹では前年比 11.6%減、米国では前年比 1.6%減であった。実体審査を行わない国・機関における 2017 年の意匠登録件数を見ると、欧州(EUIPO)では前年比7.7%減であったが、中国では前年比 0.7%減の横ばいであった。

#### 1-1-63図

主要国・機関における意匠登録件数



単位:件

	2008 年	2009 年	2010 年	2011年	2012 年	2013 年	2014年	2015 年	2016 年	2017 年
SIPO(中国)	141, 601	249, 701	335, 243	380, 290	466, 858	412, 467	361, 576	482, 659	446, 135	442, 996
EUIPO(欧州)	78, 747	72, 202	76, 127	86, 326	87, 536	94, 078	94, 524	94, 457	101, 817	94, 024
KIPO(韓国)	40, 900	33, 721	35, 183	43, 634	47, 670	49, 039	57, 029	56, 256	55, 736	49, 293
USPTO(米国)	25, 565	23, 116	22, 799	21, 356	21, 951	23, 468	23, 657	27, 644	31, 395	30, 902
JP0(日本)	29, 382	28, 812	27, 438	26, 274	28, 349	28, 288	27, 306	26, 297	25, 344	27, 335

(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO で登録された意匠数を示す。

(資料)日本 統計・資料編 第1章5.

 米国
 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: USPTO 提供資料(暫定値)

 欧州
 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: EUIPO 提供資料(暫定値)

 中国
 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: SIPO 提供資料(暫定値)

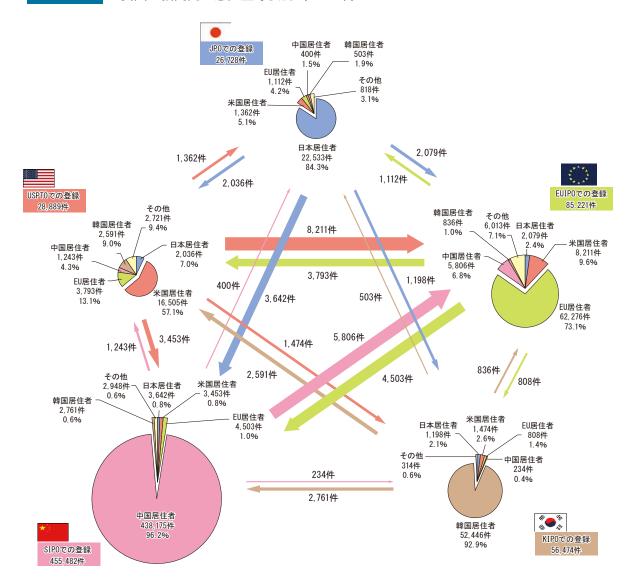
 韓国
 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: KIPO 提供資料(暫定値)

<sup>1</sup> 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

### ④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

## 1-1-64図 主要国・機関間の意匠登録状況(2016年)



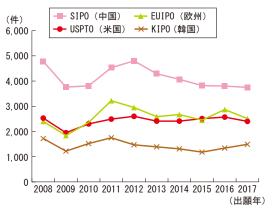
(備考)意匠登録件数は意匠公報発行年(2016年)で集計した。「欧州での登録」は EUIPO で登録された意匠数を示す。 (資料)特許庁「平成 29 年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」

## ⑤日本人による主要国·機関への意匠登録 出願件数

日本人による米国、欧州 (EUIPO)、中国、韓国への出願件数は、世界的な景気後退の影響を多分に受けた 2009 年に落ち込み、その後回復を示したが、近年再び減少に転じている。2017 年は韓国を除いて減少した。

#### 1-1-65図

日本人による主要国・機関における 意匠登録出願件数の推移



単位:件

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016年	2017年
SIPO(中国)	4, 782	3, 760	3, 811	4, 532	4, 805	4, 296	4, 078	3, 827	3, 810	3, 756
EUIPO(欧州)	2, 404	1, 843	2, 366	3, 199	2, 949	2, 598	2, 677	2, 450	2, 877	2, 518
USPTO(米国)	2, 532	1, 956	2, 300	2, 490	2, 662	2, 411	2, 411	2, 515	2, 578	2, 404
KIPO(韓国)	1, 728	1, 222	1, 528	1, 757	1, 470	1, 391	1, 311	1, 184	1, 343	1, 495

(備考)欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。なお、2016 年の日本人による SIPO への意匠登録出願件数は公表されていない。 各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)米国 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: USPTO 提供資料(暫定値) 欧州 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: EUIPO 提供資料(暫定値) 中国 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: SIPO 提供資料(暫定値)

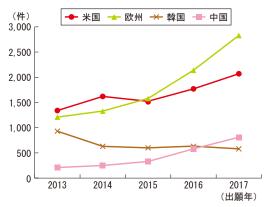
韓国 2008~2016 年: WIPO 統計、2017 年: SIFO 提供資料(暫定值)

## ⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2017年に欧州、米国、中国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べ著しく増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

#### 1-1-66図

外国人による日本への意匠登録出願件数の推移



単位:件

	2013 年	2014年	2015 年	2016年	2017年	対合計比 (2017年)
欧州	1, 213	1, 337	1, 597	2, 148	2, 835	37. 7%
米国	1, 347	1, 629	1, 584	1, 776	2, 072	27. 5%
中国	215	250	334	586	815	10. 8%
韓国	935	630	604	630	583	7. 7%
その他	1, 008	1, 024	980	1, 196	1, 224	16. 3%
合計	4, 718	4, 870	5, 099	6, 336	7, 529	100.0%

(備考)欧州の数値は、各年に EU 加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)。 (資料)統計・資料編 第 4 章 2. (1)

#### (3)新興国等における意匠登録出願動向

#### ①ASEANにおける意匠登録出願動向

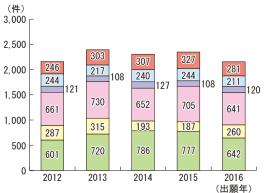
ASEAN 主要国(シンガポール、インドネシア、 タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)に おける直近5年間の意匠登録出願件数の推移 を見ると、タイ、ベトナムの増加傾向が顕著 である一方、マレーシアでは2013年以降減少 傾向にある。フィリピンでは、2015年に減少 したが、2016年に増加している。

なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムでは、2016年の外国人による出願の うち日本人による出願が約 $30 \sim 40\%$ を占めている。

#### 1-1-67図

#### シンガポールにおける意匠登録出願構造





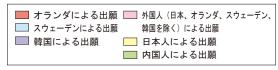
(備考)スイス、米国、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位 3か国 (日本除く)

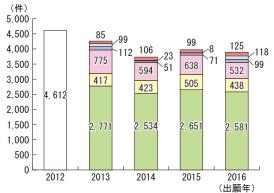
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-68図

#### インドネシアにおける意匠登録出願構造





(備考)2012年の数値については、内外国人別のデータが公表されていないため、全出願件数を示す。

ため、エロ豚に取るパッ。 オランダ、スウェーデン、韓国は、2016年の外国人による出願のう ち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-69図

#### タイにおける意匠登録出願構造





(備考)米国、スウェーデン、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

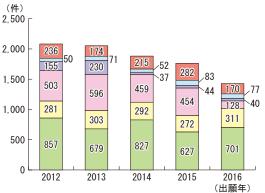
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-70図

#### マレーシアにおける意匠登録出願構造





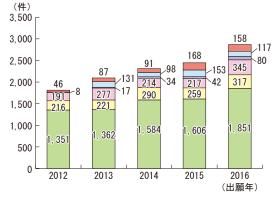
(備考)米国、英国、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

#### 1-1-71図

### ベトナムにおける意匠登録出願構造





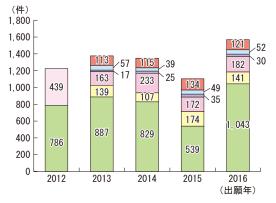
(備考)韓国、米国、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-72図

### フィリピンにおける意匠登録出願構造





(備考)2012年の数値については外国人による出願の国別のデータが公表されていないため、2012年の「外国人による出願」は、外国人による 全出願件数を示す。

米国、韓国、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く)

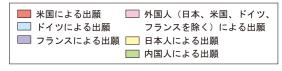
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

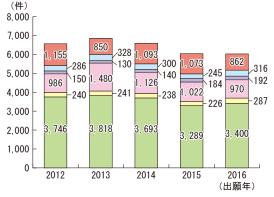
# ②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカに おける意匠登録出願動向

直近5年間の意匠登録出願件数の推移を 見ると、インドでは増加傾向にある一方、ブ

#### 1-1-73図

ブラジルにおける意匠登録出願構造



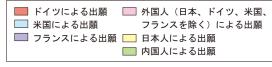


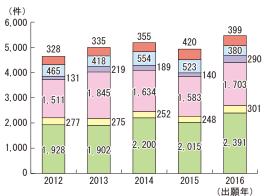
(備考)米国、ドイツ、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位 3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-74図

ロシアにおける意匠登録出願構造



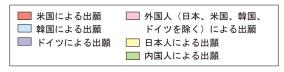


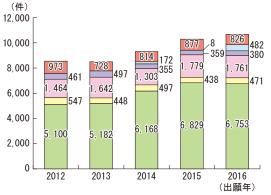
(備考)ドイツ、米国、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位 3か国 (日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)WIPO Intellectual Property Statisticsを基に特許庁作成 ラジルでは 2013 年以降緩やかな減少傾向に ある。ロシアでは 2015 年に減少したが、2016 年に増加している。南アフリカは 2012 年以降 減少傾向にあったが、2016 年に増加している。

#### 1-1-75図

インドにおける意匠登録出願構造





(備考)米国、韓国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く)

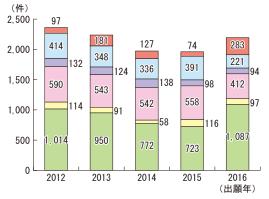
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

## 1-1-76図

南アフリカにおける意匠登録出願構造





(備考)ドイツ、米国、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

# 4

## 商標

## (1)我が国における商標登録出願・登録動 向及び商標審査の現状

### ①商標登録出願件数及び商標登録件数

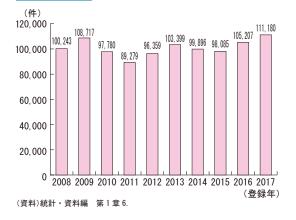
2017年の商標登録出願件数は前年比18.0%増の190,939件であった。内訳を見ると、国際商標登録出願<sup>1</sup>件数は前年比25.2%増の17,328件、それ以外の商標登録出願件数は同17.3%増の173,611件であった。

#### 1-1-77図 商標登録出願件数の推移



(備考)国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準 としてカウントしている。 (資料)統計・資料編 第1章6、第3章17.

#### 1-1-78図 商標登録件数の推移

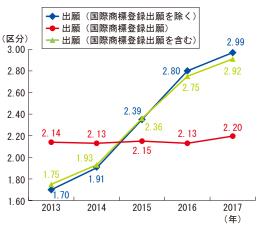


商標登録件数は、近年は10万から11万件 前後で推移しており、2017年は111,180件で あった。

2017 年の商標登録出願 1 件当たりの平均区分  $^2$  数 (多区分率) は 2.92 と、前年と比べて増加した。

#### 1-1-79図

一出願に含まれる平均区分数(多区分率)



(備考)平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値 (資料)特許庁作成

マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

<sup>2</sup> 区分について:商標登録出願に当たっては、その商標を使用すべき1又は2以上の商品(役務)を指定し、その商品(役務)が属する区分(類)を願書に記載しなければならない。商品又は役務の区分は、45の類に区分されている。

#### ②商標審査の現状

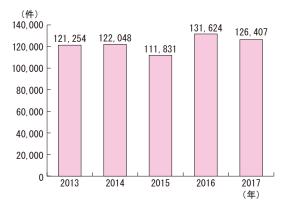
特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用<sup>1</sup>等により、審査の効率化を進めてきた。 2017年度における出願から一次審査通知までの期間 (FA 期間) は 6.3 か月、出願から権利化までの期間<sup>2</sup>は 7.7 か月であった。

## 1-1-80図 商標審査の平均 FA 期間の推移



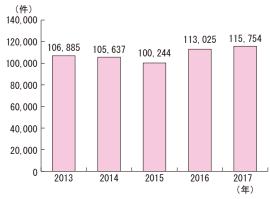
(備考)各年度の年度平均値 (資料)特許庁作成

#### 1-1-81図 商標審査の FA 件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章6.

## 1-1-82図 商標審査の登録査定件数の推移



(資料)統計・資料編 第1章6.

<sup>1 2017</sup> 年度は商標審査に必要な事前調査(商標の識別性・不明確な商品役務表示・図形の類似性)を一般財団法人日本特許情報機構が行った。審査官はこの調査結果を審査において活用している。

<sup>2</sup> 出願から最終処分までの期間(新しいタイプの商標の出願(第1部第5章3.(2)参照)を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使って補正等をすることによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)。

## ③マドリッド協定議定書に基づく国際出願<sup>1</sup> 動向

日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド 協定議定書に基づく国際出願件数について、 2017年では2016年に比べて5.3%増加した。 2017年の指定国数は、2016年に比べて8.1% 増加した。

#### 1-1-83図

日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協 定議定書に基づく国際出願件数の推移



(資料)統計・資料編 第3章12.

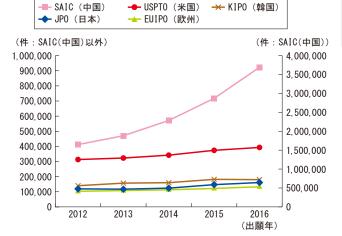
## (2)主要国・機関における商標登録出願・登録動向

#### ①主要国・機関における商標登録出願件数

2016年の主要国・機関における商標登録出願件数は、我が国を含む、韓国を除く国・機関において2015年より増加している。最も出願件数の多い中国は、2015年と比べて28.3%の増加となっており、大幅な増加傾向が続いている。ただし、中国は、2014年4月まで国際登録出願以外の商標登録出願については一出願一区分の制度を採用していたことに留意が必要である。中国商標法の改正により、2014年5月からは一出願多区分制に移行している。

#### 1-1-84図

主要国・機関における商標登録出願件数の推移



単位:件

	2012 年	2013 年	2014年	2015 年	2016年
SAIC(中国)	1, 648, 316	1, 881, 546	2, 285, 358	2, 876, 048	3, 691, 365
USPTO(米国)	313, 324	323, 338	342, 572	374, 964	393, 210
KIPO(韓国)	141, 838	157, 139	160, 309	182, 998	181, 869
JP0(日本)	119, 010	117, 675	124, 442	147, 283	161, 859
EUIPO(欧州)	108, 876	113, 928	118, 971	127, 881	138, 520

(備考)商標登録出願件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。 SAIC(中国)の数値は右軸。

SAIC(中国)は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数

(資料)JPO 統計・資料編 第1章 6. SAIC CTMO Annual Report

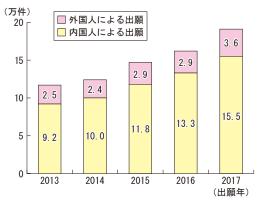
SAIC CTMO Annual Rep その他 WIPO 統計

<sup>1</sup> 国際登録出願制度の概要:締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じて WIPO 国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO 国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO 国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

#### ②主要国・機関における商標登録出願構造

2017年の日本における商標登録出願構造を 見ると、2016年と比べて日本人による出願は 16.1%の増加、外国人による出願は26.8%の 増加となった。また、2017年の日本における 商標登録出願のうち、日本人による出願が 81.1%、外国人による出願が18.9%を占めた。

## 1-1-85図 日本における商標登録出願構造



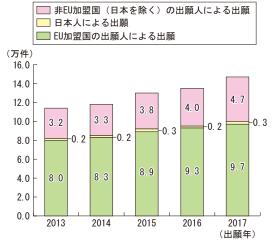
(備考)国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。)。 (資料)統計・資料編 第2章4.(5)

#### 1-1-86図 米国における商標登録出願構造



(備考)出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。 (例)2017年度:2016年10月~2017年9月 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)USPTO Annual Report

## 1-1-87図 欧州における商標登録出願構造



(備考)EUIPO における商標登録出願構造を表す。 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)EUIPO ウェブサイト (データは 2018 年 5 月 30 日時点)

### 1-1-88図 中国における商標登録出願構造



(備考)出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)CTMO Annual Repot

## 1-1-89図 韓国における商標登録出願構造

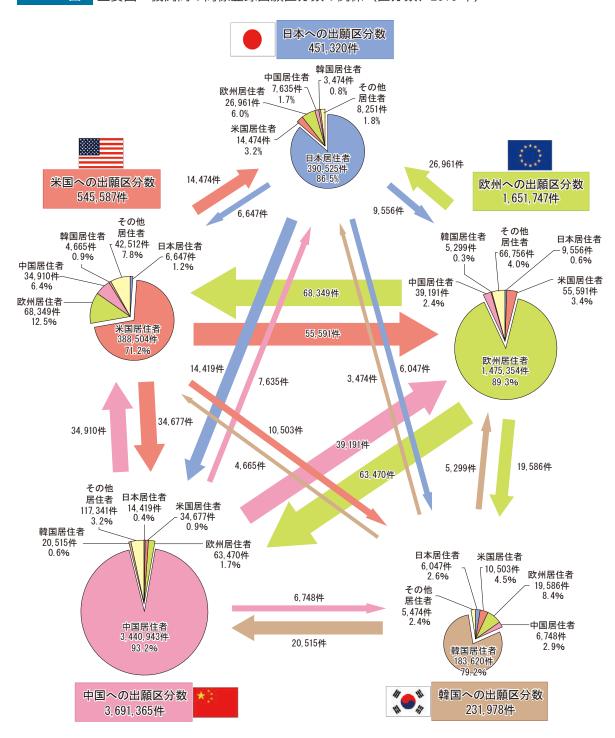


(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料) 2013~2017年:KIPO Annual Report、KIPO提供資料(暫定値)

## ③主要国・機関間の商標登録出願状況(区 分数)

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録 出願区分数では、日本からは、中国への出願 が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順と なっている。日本居住者同様に、韓国からも 中国への出願が最も多い。米国については、 欧州への出願区分数が最も多く、次いで中国 となっている。欧州については、米国への出 願区分数が最も多く、次いで中国となってい る。中国からは欧州への出願区分数が多く、 次いで米国、日本、韓国の順となっている。

#### 1-1-90図 主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係(区分数、2016年)



(備考)①欧州はEUIPO、EU 加盟各国及びスイスへの商標出願件数の合計を示し、欧州居住者はEU 加盟国及びスイスの商標出願件数の合計を示す。 なお、ギリシャについては、本報告書の編集時点でデータを取得できなかった。

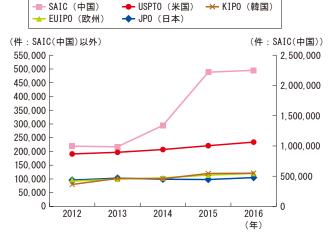
②中国は2014年の商標法改正により、一出願多区分制が採用された (2013年までは一出願一区分制で、国際登録出願の際は一出願多区分を許容していた)。 (資料)特許庁「平成29年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査—」

#### ④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における 2016 年の商標登録 件数は、2015 年に比べていずれの国において も増加している。また、中国では、2013 年か ら 2015 年にかけての大幅な増加と比較する と、2016 年の増加幅は小さくなっている。

#### 1-1-91図

#### 主要国・機関における商標登録件数の推移



単位:件

	2012 年	2013 年	2014年	2015 年	2016 年
SAIC(中国)	996, 213	987, 243	1, 347, 244	2, 226, 441	2, 254, 945
USPTO(米国)	190, 937	197, 306	207, 709	220, 874	234, 256
KIPO(韓国)	80, 226	102, 735	101, 680	119, 918	121, 616
EUIPO(欧州)	97, 380	99, 584	104, 244	114, 790	120, 375
JP0(日本)	96, 359	103, 399	99, 896	98, 085	105, 207

(備考)商標登録件数はマドリッド協定議定書に基づく国際出願を含む。

SAIC(中国)の数値は右軸。

(資料)JPO 統計・資料編 第1章6 SAIC CTMO Annual Report

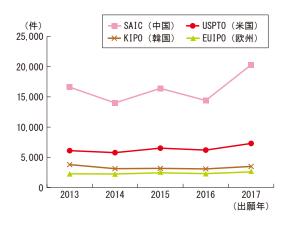
その他 WIPO 統計

## ⑤日本人による主要国・機関への商標登録 出願件数

日本人による外国への商標登録出願数は、 2016 年に比べて、中国への出願は41.4%増、 米国への出願は18.4%増、EUIPOへの出願は 17.8%増、韓国への出願は13.7%増となった。

#### 1-1-92図

## 日本人による主要国・機関への商標登録出願件 数の推移



単位:件

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
SAIC(中国)	16, 604	14, 054	16, 403	14, 419	20, 387
USPTO(米国)	6, 110	5, 786	6, 521	6, 199	7, 340
KIPO(韓国)	3, 800	3, 131	3, 183	3, 096	3, 519
EUIPO(欧州)	2, 283	2, 257	2, 597	2, 318	2, 731

(備考)米国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。

(例)2016年度:2015年10月~2016年9月

中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数 件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)米国 USPTO Annual Report

欧州 EUIPO ウェブサイト

中国 中国 CTMO Annual Report

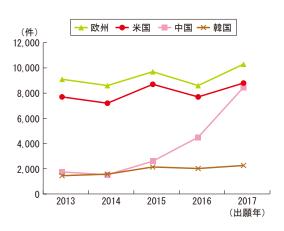
韓国 2013~2016 年:KIPO Annual Report、KIPO 提供資料 (暫定値)

## ⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2017年の外国人による日本への出願件数 は、2016年と比べて全体で26.8%増の36,159 件となった。中国からの出願が86.8%増、欧 州からの出願が18.5%増、米国からの出願が 13.6%増、韓国からの出願は11.7%増となっ た。

#### 1-1-93図

外国人による日本への商標登録出願件数の推移



単位:件

	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	対合計比 (2017年)
欧州	9, 167 (7, 260)	8, 672 (6, 771)	9, 787 (7, 820)	8, 696 (6, 864)	10, 304 (8, 370)	28. 5%
米国	7, 690 (2, 719)	7, 193 (2, 436)	8, 777 (3, 846)	7, 739 (3, 154)	8, 789 (3, 805)	24. 3%
中国	1, 755 (1, 147)	1, 521 (781)	2, 616 (819)	4, 530 (1, 078)	8, 464 (1, 518)	23. 4%
韓国	1, 465 (277)	1, 578 (314)	2, 145 (549)	2, 027 (471)	2, 264 (662)	6. 3%
その他	5, 102 (2, 284)	5, 425 (2, 353)	5, 998 (2, 939)	5, 530 (2, 258)	6, 338 (2, 973)	17. 5%
合計	25, 179 (13, 687)	24, 389 (12, 655)	29, 323 (15, 973)	28, 522 (13, 825)	36, 159 (17, 328)	100.0%

(備考)欧州欄:統計・資料編 第4章第2.(1)から、EU加盟国を抽出。 (加盟国は2018年3月時点のもの)

括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したもの。 件数は下記資料の定義に従っている。

(資料)統計・資料編 第4章2.(1)

#### (3)新興国等における商標登録出願動向

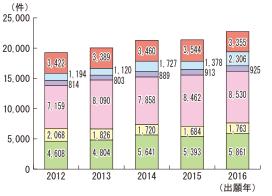
#### ①ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN 主要国 (シンガポール、インドネシア、 タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)に おける直近5年間の商標登録出願件数の推移 を見ると、いずれの国においても増加傾向に ある。また、各国への外国からの出願につい ては、日本を除くと、米国や中国が多い傾向 にある。

#### 1-1-94図

シンガポールにおける商標登録出願構造



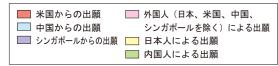


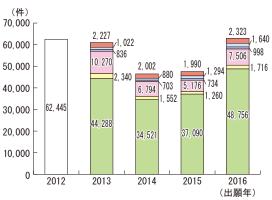
(備考)米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国 (日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-95図

インドネシアにおける商標登録出願構造





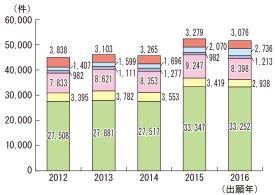
(備考)米国、中国、シンガポールは、2016年の外国人による出願のうち上 位3か国 (日本除く)

2012年の数値については、内外国人別のデータがないため、全出願 件数を示す

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

## <u>1-1-96図</u> タイにおける商標登録出願構造





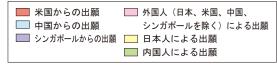
(備考)米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く)

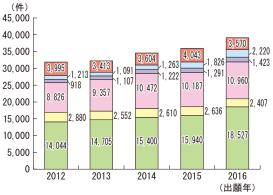
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-97図

#### マレーシアにおける商標登録出願構造





(備考)米国、中国、シンガポールは、2016年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

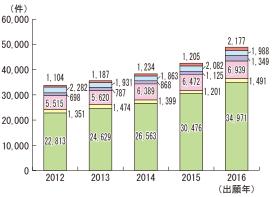
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-98図

#### ベトナムにおける商標登録出願構造





(備考)中国、米国、韓国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く)

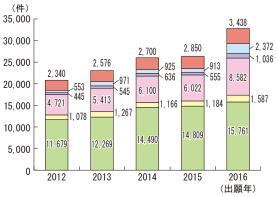
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-99図

#### フィリピンにおける商標登録出願構造





(備考)米国、中国、ドイツは、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く)

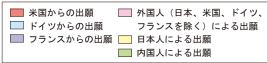
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

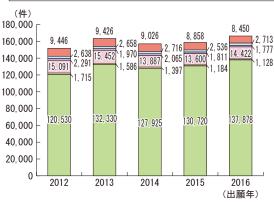
# ②ブラジル・ロシア・インド・南アフリカに おける商標出願動向

ブラジル・ロシア・インド・南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、いずれの国においても増加傾向にある。また、インドやブラジルにおいては、内国人からの出願が他の国と比較して多数を占める傾向にある。

#### 1-1-100図

ブラジルにおける商標登録出願構造





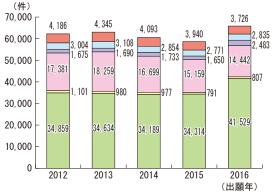
(備考)米国、ドイツ、フランスは、2016年の外国人による出願のうち上位 3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-101図

#### ロシアにおける商標登録出願構造





(備考)米国、ドイツ、中国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

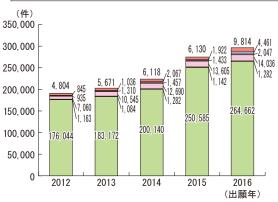
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

#### 1-1-102図

インドにおける商標登録出願構造





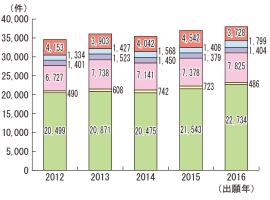
(備考)米国、中国、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か国 (日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

## 1-1-103図

#### ー 南アフリカにおける商標登録出願構造





(備考)米国、ドイツ、英国は、2016年の外国人による出願のうち上位3か 国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

## 5

## 審判

#### (1)審判の動向

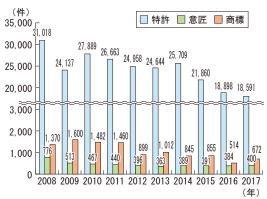
#### ①審判の請求動向

### a. 拒絶査定不服審判<sup>1</sup>請求件数の推移

2017年における拒絶査定不服審判の請求 件数は、特許が18,591件、意匠が400件、商標が672件であった。また、特許の前置審査<sup>2</sup>の結果を見ると、拒絶査定を取り消して 特許査定される件数(前置登録件数)の全体 に占める割合は、2010年以降、6割前後で推 移している。

#### 1-1-104図

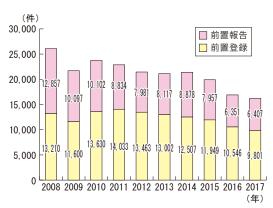
拒絶査定不服審判請求件数の推移(2008-2017)



(資料)統計・資料編 第1章7.(1)

### 1-1-105図

前置審査結果の推移(特許)(2008-2017)



(資料)統計・資料編 第1章7. (1)

## b. 無効審判<sup>3</sup>請求件数の推移

2017年における無効審判の請求件数は、特許が161件、実用新案が4件、意匠が14件、商標が92件であった。

#### 1-1-106図

無効審判請求件数の推移(2008-2017)



(資料)統計・資料編 第1章7. (3)

#### c. 訂正審判 <sup>4</sup>請求件数の推移

2017年における特許の訂正審判の請求件数は、160件であった。

旧実用新案<sup>5</sup>については、近年は請求のない状態が続いている。

#### 1-1-107図

訂正審判請求件数の推移(2008-2017)



(資料)統計・資料編 第1章7. (4)

<sup>1</sup> 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。

<sup>2</sup> 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。

<sup>3</sup> 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。

<sup>4</sup> 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。

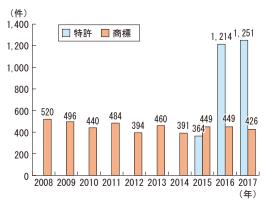
<sup>5</sup> 平成5年改正実用新案法の施行日前(1993年以前)に出願された実用新案。

### d. 異議申立<sup>1</sup>件数の推移(権利単位)

2017年における異議申立件数は、特許が1,251件、商標が426件であった。

### 1-1-108図

異議申立件数の推移(権利単位)(2008-2017)



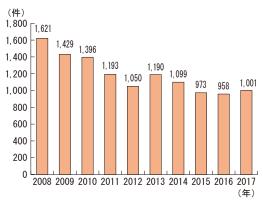
(備考)特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。 (資料)統計・資料編 第1章7. (7)

## e. 取消審判<sup>2</sup>請求件数の推移(商標)

2017年における商標取消審判請求件数は1,001件であった。

## 1-1-109図

取消審判請求件数の推移(商標)(2008-2017)



(資料)統計・資料編 第1章7. (5)

<sup>1</sup> 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。

<sup>2</sup> 商標権者が継続して3 年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取り消すための審判。

#### ②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2017年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.6か月、意匠では6.2か月、商標では6.0か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果について、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008年以降上昇傾向にあり、2017年では69%であった。無効審

判について、特許・実用新案では、2017年の平均審理期間は10.6か月であり、意匠では9.6か月、商標では10.3か月であった。特許・実用新案の訂正審判について、2017年の平均審理期間は2.7か月であった。異議申立ての、2017年における平均審理期間は、特許では7.2か月、商標では6.4か月であり、商標の取消審判では6.5か月であった。

#### 1-1-110図 2017年 審理の状況

	拒絶査定 不服審判		無効	審判	訂正	審判	異議	申立て	取消	審判
	処理 件数* <sup>1</sup>	平均審理 期間 <sup>* 2</sup>	処理 件数* <sup>1</sup>	平均審理 期間 <sup>* 2</sup>	処理 件数* <sup>1</sup>	平均審理 期間*2	処理 件数* <sup>1</sup>	平均審理 期間* <sup>2</sup>	処理 件数* <sup>1</sup>	平均審理 期間* <sup>2</sup>
特許• 実用新案	9, 622	12.6か月	171	10.6か月	139	2.7か月	1, 214	7.2か月		
意匠	388	6.2か月	24	9.6か月						
商標	464	6.0か月	89	10.3か月			463	6.4か月	983	6.5か月

- (備考)\*1 請求成立 (含一部成立)、請求不成立 (含却下)、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。
  - \*2 審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。
    - (※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)。
- (※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通知 (決定の予告) を行うものはその発送日、特計無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。 (資料)特許庁作成

## 1-1-111図 2017年 審理結果<sup>\*1</sup>の概要

	査定系	審判*2	当事者系	系審判 <sup>*3</sup>	異議申立て		
	請求 成立	請求 不成立*4	請求 成立	請求 不成立*4	取消 決定* <sup>5</sup>	維持 決定* <sup>4</sup>	
特許• 実用新案	6, 146	2, 744	154	116	128	1, 085	
意匠	257	129	4	15			
商標	324	127	800	152	49	369	

- (備考) \* 1: 審決・決定に至ったもののみ。
  - \* 2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。
  - \* 3:無効審判、取消審判、訂正審判を含む。
  - \* 4: 却下を含む。
- \* 5: 一部取消しを含む。

(資料)統計・資料編 第1章7. (1)(2)(3)(4)(5)(7)

#### 1-1-112図

拒絶査定不服審判事件における請求成立率の 推移(特許)



(備考)請求成立率=請求成立件数/ (請求成立件数+請求不成立 (含却下)

(資料)統計・資料編 第1章7. (1)

#### (2)審決取消訴訟の動向

#### ①出訴件数動向

2017年の審決取消訴訟1の出訴件数は、査 定系審判では、前年に比べ特許・実用新案 及び意匠が減少し、商標が増加した。当事者 系審判では、前年に比べ特許・実用新案が減 少し、商標が増加した。

#### 1-1-113図 2017 年 出訴件数\*1

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判*2	46 (77)	4 (22)	15 (11)
当事者系審判*3	110 (115)	4 (4)	45 (39)
異議申立て	11 (3)		2 (8)

(備考)\* 1:図中括弧内は2016年。

\* 2:拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

\* 3:無効審判、取消審判、訂正審判を含む。 (資料)統計・資料編 第2章17.(1)

### ②判決件数動向

2017年における審決取消訴訟の判決件数 を見ると、請求棄却となった件数について、 査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新 案及び商標が減少し、意匠が増加した。当事 者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案

及び商標が増加した。また、審決取消となっ た件数について、査定系審判では、前年に比 べ、特許・実用新案、意匠及び商標がいず れも減少した。当事者系審判では、前年に比べ、 特許・実用新案及び商標が増加した。

#### 1-1-114図 2017 年 判決件数\*1

	特許・多	<b>美用新案</b>	意	匠	商標		
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	
査定系審判*2	42 (48)	8 (11)	4 (1)	4 (13)	10 (12)	1 (3)	
当事者系審判*3	58 (54)	36 (23)	3 (3)	0 (0)	27 (23)	10 (9)	
異議申立て	1 (0)	2 (0)			0 (5)	0 (0)	

(備考) \* 1: 図中括弧内は2016年。

\* 2: 拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。 \* 3:無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料)統計・資料編 第2章17. (2)

<sup>1</sup> 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。